

府中市人事行政の運営などの状況 (令和4年度) をお知らせします

府中市職員の給与などについて、「地方公務員法第58条の2、第58条の3」及び「府中市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条」の規定に基づき、令和4年度における人事行政の運営などの状況を次のとおり公表します。

問い合わせ先 人事課 (TEL 43-7105)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況について

①職員の採用退職状況 (令和4年4月2日～令和5年4月1日)

区分	採用職員数	退職 計	内訳			
			定年	勸奨	普通	その他
行政職	25	19	9	2	4	4
医療職	4	7	3	0	4	0
技能労務職	2	2	2	0	0	0
教育職	1	2	0	0	0	2
合計	32	31	14	2	8	6

(採用、退職には再任用フルタイム職員の採用、退職を含みます。)

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (令和5年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数 (人)		対前年度 増 減 数 (人)	主 な 増 減 理 由
		令和4年度	令和5年度		
一 般 行 政	議 会	4	4	0	
	総 務	73	75	2	行政管理担当職の設置、管財契約体制強化
	税 務	20	21	1	全庁債権管理担当職の設置
	農林水産	11	12	1	農業委員会体制強化
	商 工	14	15	1	
	土 木	44	42	▲2	用地業務減少
	民 生	96	97	1	民生政策担当職の設置
	衛 生	29	31	2	保健センター体制強化
	小 計	291	297	6	
行 特 別	教 育	33	30	▲3	社会教育推進業務の効率化 など
公 営 企 業 な ど	病 院	96	94	▲2	退職不補充
	水 道	14	14	0	
	下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	25	26	1	休職に伴う配置増
	小 計	141	140	▲1	
合 計		465	467	2	

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の実施状況

【制度概要】

- ・組織マネジメント力の向上及び人材育成を目的として、業績評価及び能力評価を併用し、職責に応じた役割と能力を考慮して、職員の目標達成度及び発揮した能力の評価を実施しています。

①対象者、評価者及び調整者について

被評価者	評価者	調整者
部 長	副市長（教育長）	市 長
課長等	部 長	副市長
主幹	課長等	部 長
係長・係員等		

※評価者とは、評価を行う人です。調整者とは、評価者と被評価者の評価結果について調整が必要な場合に、その調整を行う人です。評価者、調整者等が空席の場合は、上席者が実施します。

3 職員給与の状況

(1) 人件費の状況 （令和4年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 令和5.1.1現在	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の人件費率
36,563 人	21,738,146 千円	3,393,686 千円	15.6%	14.0%

(2) 職員給与費の状況 （令和4年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
327 人	1,210,258 千円	213,177 千円	461,644 千円	1,885,079 千円	5,764 千円

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 （令和5年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	未 321,329 円	未 42.8 歳

※ 「平均給料月額および平均年齢」とは、一般行政職の職員に係る給料月額の総額、職員の年齢の合計を、それぞれ当該職員数で割り算した平均数値です。従って、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額が、必ずしもこの平均数値と一致するものではありません。

(4) ラスパイレス指数の推移（一般行政職）

年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
ラスパイレス指数	100.0	99.7	99.7	99.5	99.8

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与を100として、国家公務員と府中市の職員の給料月額を比較したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		府 中 市	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	154,600 円

(6) 職員の期末・勤勉手当の状況（令和4年度支給割合）

区 分	府 中 市		国	
支 給 期	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月 期	1.2 月	0.95 月	1.2 月	0.95 月
1 2 月 期	1.2 月	1.05 月	1.2 月	1.05 月
年 間 計	2.4 月	2.0 月	2.4 月	2.0 月
加算措置	いずれも職制上の段階、職務の級等による加算措置有			

(7) 職員の退職手当支給率（令和5年4月1日現在）

区 分	府 中 市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 2 0 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 2 5 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 3 5 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
1 人 当 た り 平 均 支 給 額		16,449 千 円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(8) 特別職の給料・報酬の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給料・報酬額
給 料	市 長	860,000 円
	副 市 長	700,000 円
	教 育 長	656,000 円
報 酬	議 長	477,000 円
	副 議 長	433,000 円
	議 員	400,000 円

(9) 特別職の期末手当の状況（令和4年度支給割合）

区 分	市長・副市長・教育長	議長・副議長・議員
6 月期	2.15 月	2.15 月
12 月期	2.25 月	2.25 月
年 間 計	4.4 月	4.4 月

※ 一般職と同様加算措置あり（特別職、議長、副議長、議員は20%）

(10) 等級等ごとの職員の数の公表 (令和5年4月1日現在)

行政職給料表

職務 の級	等級別基準職務表に規定する基準と なる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	市長事務部局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、水道企業事務部局、病院事業事務部局及び教育委員会事務局（以下この表において「各事務部局」という。）の主事及び技師の職務	24	6.6%	主事	19	242	66.1%	係員級
				技師	5			
				計	24			
2級	高度の知識若しくは経験を必要とする主事又は技師の職務	43	11.7%	主事	36			
				技師	7			
				計	43			
3級	各事務部局の主任主事及び主任技師の職務	97	26.5%	主任主事	57			
				主任技師	340			
				主事（再任用）	0			
				技師（再任用）	0			
				計	97			
4級	各事務部局の主任の職務	78	21.3%	主任	78			
				計	78			
5級	1 各事務部局の係長の職務 2 環境センター所長の職務 3 保育所の副保育所長の職務 4 子育て支援センター所長の職務 5 公平委員会の幹事職員の職務 6 各事務部局の主査の職務	69	18.9%	係長	51	69	18.9%	係長級
				環境センター所長	0			
				副保育所長	2			
				子育て支援センター所長	0			
				主査	16			
				公平委員会の幹事職員	0			
				計	69			
6級	1 市長事務部局の課長、担当課長、室長、保育所長、支所長及び課の課長補佐の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の事務局長の職務 4 水道企業事務部局の課長の職務 5 病院事業事務部局の事務長及び副事務長の職務 6 教育委員会事務局の課長及び課長補佐の職務 7 各事務部局の課長相当職とみなされる主幹及び担当監の職務	47	12.8%	課長	27	47	12.8%	課長級・課長補佐級
				担当課長	0			
				室長	3			
				保育所長	5			
				支所長	1			
				課長補佐	0			
				会計管理者	0			
				事務局長	2			
				事務長	0			
				事務所長	1			
				副事務長	0			
				主幹	5			

				担当監	3			
				計	47			
7 級	1 市長事務部局及び教育委員会事務部局の部長の職務 2 各事務部局の部長相当職とみなされる参事の職務	8	2.2%	部長	4	8	2.2%	部長級
				参事	1			
				担当部長	2			
				危機管理監	1			
				計	8			
	合計	366	100.0 %					

※技能労務職員は除く

医療職給料表（一）

職務 の級	等級別基準職務表に規定する基準と なる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段 階
1 級	医員の職務	0	0.0%	医員	0	0	0.0%	課 長 級
2 級	1 医長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う医員の職務	1	33.3%	医長	1	1	33.3%	
				医員	0			
				計	1			
3 級	1 副院長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う医長の職務	1	33.3%	副院長	1	2	66.6%	部 長 級
				医長	0			
				計	1			
4 級	院長の職務	1	33.3%	院長	1			
	合計	3	100.0 %					

医療職給料表（二）

職務 の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士の職務	0	0.0%	臨床検査技師	0	6	75.0%	係員級
				診療放射線技師	0			
				理学療法士	0			
				作業療法士	0			
				介護福祉士	0			
				精神保健福祉士	0			
				臨床心理士	0			
				計	0			
2 級	1 薬剤師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う臨床検査技師、診療放	2	25.0%	薬剤師	0			
				臨床検査技師	0			
				診療放射線技師	0			

	射線技師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士の職務			理学療法士	0			
				作業療法士	1			
				介護福祉士	0			
				精神保健福祉士	0			
				臨床心理士	1			
				計	2			
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う薬剤師の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士の職務	4	50.0%	薬剤師	0			
				臨床検査技師	1			
				診療放射線技師	0			
				理学療法士	0			
				作業療法士	2			
				介護福祉士	0			
				精神保健福祉士	1			
				臨床心理士	0			
				計	4			
4級	主任薬剤師、主任臨床検査技師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任介護福祉士、主任精神保健福祉士及び主任臨床心理士の職務	2	25.0%	主任薬剤師	1			
				主任臨床検査技師	0			
				主任診療放射線技師	0			
				主任理学療法士	0			
				主任作業療法士	0			
				主任介護福祉士	0			
				主任精神保健福祉士	0			
				主任臨床心理士	1			
				計	2			
5級	薬局長及び技師長の職務	0	0.0%	薬局長	0			
				技師長	0			
				計	0			
	合計	8	100.0%					

医療職給料表（三）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0%	准看護師	0			
2級	1 看護師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	13	18.1%	看護師	13			
				准看護師	0			
				計	13			
3級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う看護師の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	50	69.4%	看護師	34			
				准看護師	16			
				計	50			

4 級	主任看護師の職務	4	5. 6%	主任看護師	4	4	5. 6%	係長級
5 級	総看護師長及び看護師長の職務	5	6. 9%	総看護師長	4	5	6. 9%	課長級
				看護師長	1			
				計	5			
	合計	72	100. 0 %					

特定任期付職員給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0.0%		0
2級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0.0%		0
3級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0.0%		0
4級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3%	統括監	1
5級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0.0%		0
6級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	2	66.7%	医長	2
7級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0.0%		0
	合計	3	100.0%		

※端数処理の関係上、構成比の合計が100%にならない場合があります。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
勤務時間	8:30～17:15
休憩時間	12:00～13:00

※業務の性質により、上記の勤務時間によることができない職場・職種の勤務時間は別に定めています。

(2) 休暇制度の概要

職員の主な休暇等は次のとおりです。なお、職員の休暇制度は府中市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則により定められています。

休暇名	付与日数	内容
年次有給休暇	1年につき20日	翌年に限り20日を限度として繰り越すことができる。 中途採用者は採用月に応じて付与。
特別休暇	内容により異なる	【主なもの】ボランティア休暇（5日）、結婚休暇（5日）、 産前産後休暇（産前8週、産後8週）、育児参加（5日）など。
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇。
介護休暇	2週間以上6か月以内	配偶者、父母、子等を介護する場合に取得できる休暇。取得時間によって給与を減額。

(3) 年次有給休暇の取得状況

期間	平均取得日数
令和4年1月1日～ 令和4年12月31日	11.3日

5 職員の休業に関する状況

地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づく休業制度の利用状況については、次のとおりです。

(1) 休業の状況（令和4年度実績）

休業名	概要	期間	取得者数
育児休業	【無給】子を養育するための休業制度です。	子が3歳に達するまで	10人
部分休業	【無給】子を養育するため、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。	1日2時間までで、子が3歳に達するまで	9人
配偶者同行休業	【無給】職員の配偶者が外国に勤務等で滞在する際に同行することができる制度です。	3年間まで	0人

※年度内に新規取得した延べ人数を記載しています。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和4年度）

(1) 分限処分の状況

免職	降任	休職	降給	合計
0	0	8	0	8

(2) 懲戒処分の状況

免職	停職	減給	戒告	合計
0	0	0	0	0

7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職務に専念する義務の特例に関する条例により、職務専念義務が免除される事項は次のとおりです。

- ① 研修を受ける場合
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ 専ら職員団体の業務に従事する場合
- ④ その他市長の定める場合

8 職員の退職管理の状況

府中市職員の退職管理に関する条例等の規定に基づき、課長相当職以上で退職した者が離職後2年以内に営利企業等以外の法人で報酬を得る場合、または営利企業の地位に就いた場合には、任命権者への届出を義務付けており、毎年度、再就職の状況について公表することとしています。

(1) 再就職の状況（令和5年4月1日現在）

	公表対象		
	再就職者数	地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する法人	営利企業等その他の法人
令和元年度退職者	3人	1人	2人
令和2年度退職者	5人	1人	0人
令和3年度退職者	10人	2人	0人
令和4年度退職者	10人	2人	0人

※地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する法人とは、府中市社会福祉協議会、府中市まちづくり振興公社、地方独立行政法人など、市の業務と関連の深い法人です。

9 職員の研修の状況

(1) 研修の実施状況

研修施設名等	令和4年度に研修を受けた職員数
広島県自治総合研修センター	155人
市町村職員中央研修所	1人
市町村国際文化研修所	6人
その他	90人
合計	252人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理などに関する状況

受診項目	受診者数
一般健康診断	52人
人間ドック	430人

(2) 職員の福利厚生事業の状況

- ・職員の生活安定及び福祉の向上を図るため、広島県市町村職員共済組合に加入し社会保障、福利厚生事業が組合を通じて行われています。
- ・また、職員の厚生制度として地方公務員法第42条の規定に基づき、府中市職員互助会を組織し、会員の掛金及び市の負担金（平成27年度から負担金0円として繰越金のみで運営しています）により福利厚生事業を行っています。

事業種別	事業内容	財源
給付事業	結婚、死亡などの慶弔給付、及び退職や被災などに対する給付	職員の会費のみで運営
福利厚生事業	健康の維持、推進やスポーツ大会などでの職員交流に対する助成事業	市の負担金で運営

（３）公務災害補償制度

公務災害認定件数（令和4年度）

区分	件数
公務災害	6件
通勤災害	0件
計	6件

○公平委員会の報告事項（令和4年度）

地方公務員法第8条第2項に基づく公平委員会の事務処理状況は次のとおりです。

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況

件数：0件

（２）不利益処分に関する審査請求の状況

件数：0件

（３）職員の苦情処理の状況

件数：0件